

令和 6 年度東京都児童相談体制等検討部会ワーキンググループ第 3 回

<議事要旨>

1 会議概要

(1) 開催日時

令和 7 年 1 月 17 日（金）午前 9 時 3 0 分から 1 2 時 0 0 分

(2) 開催方法

対面開催

2 議事

(1) 「東京ルール」の検証

【主な内容】

- ・ 第 2 回ワーキンググループでの主な意見と、議論から見えてきた課題について事務局より提示し、論点整理を行った。
- ・ 令和 7 年度のワーキンググループにおける議論のポイントとなる中間まとめの取りまとめに向けた検討を行った。
- ・ 下記項目において、①及び③については、第 2 回ワーキンググループでの議論に加えた現状把握を深める必要があり、意見交換を行った。

① 子家センから児相への連絡調整（援助要請・送致）

<第 2 回ワーキンググループでの主な意見>

- ・ 援助要請や送致を受けてもらえる基準がある程度明確だとよい。
- ・ 子家センは一時保護について具体的イメージを持たない中で、一時保護の判断を行うのが苦しいところ。一時保護の要否を子家センが判断するためのアセスメントシートがあるとよい。
- ・ 子家センから児相に送致した際、児相においてきょうだいの受理がなされない場合がある。
- ・ オンライン会議等を活用して、アセスメントシートを共有しながら複数人で協議を行うことも有効。

<議論から見えてきた課題>

- ・ 援助要請や送致の目安、特に子家センが児相に一時保護を求める際の判断材料となるチェックリストの活用や、協議の方法等を整理する必要がある。

【意見交換】

ア 援助要請や送致の目安になるチェックリスト

[子家セン]

- ・ リスクアセスメントシートを虐待ケースの進行管理に活用し、リスクの高い状況が続いた場合は、自治体で独自に作成した確認表を用い、児相への援助要請や送致の要否を含め、支援方針の検討を行うようにしている。
- ・ リスクアセスメントシートの項目を意識して家庭訪問や面接を行うなど、職員の意識づけになっている。
- ・ リスクアセスメントシートの「S」欄の該当の有無を、児相への送致の判断材料にしている。
- ・ ケース終結時に、子家セン内でリスクアセスメントシートを確認しあい、終了の可否の判断材料にしている。
- ・ リスクアセスメントシートと、安全確認チェックリストは、初回の安全確認の後、対応者と係長や虐待対策コーディネーターで一緒につけて内容を確認している。
- ・ 一時保護決定に向けてのアセスメントシートの活用はないが、一時保護の協議する際にいつも検討している内容が示されており、今後活用したい。

[区児相]

- ・ 国の標準のリスクアセスメントをタブレットに取り込んで使用し、変化がわかるようにしている。リスクアセスメントシート自体は目安であり、リスク判断は児相が総合的に判断している。

[都児相]

- ・ 重症度を明確に評価するようなシートがあるとよい。
- ・ 全児相（全国児童相談所長会）の調査にいて、虐待の重症度について基準を示した分類表を用いている。子家センとの共有化等検討できるとよい。

イ 子家センにおける一時保護の必要性に関する判断

[子家セン]

- ・ 一時保護の要否判断について、係長級の職員を含め複数で行うことを心掛けている。
- ・ リスクアセスメントシートの「S」欄に該当があれば、送致について組織判断し、児相と連絡調整を行う。
- ・ 緊急時は別だが、受理会議時のSVや児相のチーフの助言等を踏まえ組織判断している。
- ・ 送致にするか援助要請にするか、組織判断の際に、児相のチーフと事前の相談をし

て進めている。保護の可能性や、その先の調整を見据えての事前相談の意味もある。今後、アセスメントシートも活用したい。

- ・ 児童の帰宅拒否等のケースでは、まず援助要請を行い、児相と子家センで同席面接を行い、現場で双方の職員が話し合いをして、その情報をもとに本庁で方針を決めて児相に連絡する流れだと、双方の職員が一緒に判断しており齟齬が生じにくい。
- ・ 児相と子家センのアセスメントによる見立てや、リスク評価の違いは、どうしても生じるが、歩み寄りや、共通のツールの活用等で、双方がうまく協議できるとよい。
- ・ 児相と子家センで判断に齟齬が生じた際には、児相から説明をうけ、その上でどちらが何をやっていくかなど話し合っている。
- ・ 一時保護に至らなかったとしても、その後の状況変化についてコミュニケーションを密にし、リスクの変化に応じ、一時保護の再検討をお願いしている。
- ・ 送致が援助要請になった場合にも、児相にしてほしいことや、状況変化があったら送致に切り変えることを具体的に伝えるようにしている。

[区児相]

- ・ 一時保護の解除も含め、子家センとの間で判断の齟齬が生じることはあるが、保護を行わない時は、子家センに丁寧に説明を行い、在宅生活にあたり子家センに担ってもらいたい役割について話し合いを行う。その際にリスクアセスメントシート等を一緒につけている。

[都児相]

- ・ 子家センから、援助要請か送致か決める前段階で事前相談があったら、その段階で緊急受理会議を開き、組織としての回答を伝えている。
- ・ 子家センから、援助要請か送致か決める前段階で事前相談があったら、担当課長代理に相談の上、回答している。
- ・ 死亡事例検証等で常に話題となるのが限界設定。一時保護の実施の有無は状況によると思うが、保護をしなかった場合に、そのケースの何が一番心配される点なのか、次にどうなったら送致するか等、双方が互いに確認しておくことが求められる。

ウ 協議のあり方

<連携拠点における協議>

児相と子家センの効果的な協議のあり方を考えるために、参考として練馬児相、新宿区子家セン分室、足立区子家セン分室での状況について、報告、共有を実施。

▷練馬児相（サテライトを経て、都児相と子家センが同施設内に設置）

合同の緊急受理会議や協議を実施している。顔を見て、協議の場で一緒に話し合っ、ポイントを探り対応を検討しており、効果的な協議ができている。

▷新宿区子家セン分室（児相センター内）

児相からの送致案件の受理を担っている。都児相と区内の複数の子家センが共有できるチェックリストを作り、該当すれば即日受理とし、速やかな対応を行っている。児相に入る比較的軽微な案件をスムーズに区が受理することで、区全体のケースがうまく循環していくことを目指している。

▷足立区子家セン分室（足立児相内）

子家セン分室設置により、児相の初期調査だった住基照会、所属、生保や手帳の有無等の把握について分室が一括対応し、調査スピードがあがった。緊急受理会議に子家セン職員が参加し、子家センの係属歴等説明を担い、アセスメントについて児相と子家センが共通認識、共通理解をもって対応を進められている。

<意見交換>

[子家セン]

- ・自治体内の複数の子家センで、緊急受理会議時にオンラインにつなげて複数の係長が参加した協議を実施でき、非常に効果的。都児相とも、援助要請や送致の協議の際、活用できるとよい。
- ・オンラインによる協議は、本庁からパソコンを借りる必要があり、事前に予定できれば使えるが、緊急では利用できない。
- ・自治体の個人情報取り扱いに関するルールに従うと、オンラインでの会議実施は厳しい。

[区児相]

- ・子家センと協議の時は、子家センに来てもらい、対面で実施。双方動いてるケースなど、システムの共有により経過記録を相互に閲覧できるためお互いの動きが把握しやすく、またコミュニケーションをとりながら進めている。

[都児相]

- ・島しょ部所管の児相では、巡回訪問以外では、必要に応じてオンライン会議を実施している。
- ・市部所管の児相では、児相と子家センでのオンラインでの協議は実施に至っていないが、できるとよい。
- ・都児相、区児相間では、施設で事故発生等があると、予め個人情報について共有した上で、オンライン会議を行って対応を検討するなどしている。子家センでもオンライン会議を行えるよう、全体的な整備を図っていく必要がある。

② 性的虐待の対応

<第2回ワーキンググループでの主な意見>

- ・ 令和 5 年 12 月の刑事訴訟法改正もあり、児相から家センに対応を依頼することはなくなっている。
 - ・ 性的虐待についての児童等への聞き取りは児相が行うが、周辺調査に関しては子家センに対応いただきたい。
 - ・ アセスメントの結果、軽微なケースと判断される場合は、子家センで対応を行う実情はある。迷う場合は児相とコミュニケーションをとって対応できるとよい。
 - ・ 児相は一時保護を前提として受理しているか、一時保護せず在宅で被害確認面接を行うことも想定しているか。
- 児童の初期面接において被害の開示があれば、まずは一時保護の説得を行う。
被害確認面接は一時保護下での実施を基本としている。

<今後の方向性>

- ・ 次年度、共有ガイドラインに沿った対応ができているか、実施状況等について議論を行う。

【意見交換】

特になし

③ 児相から子家センへの連絡調整（協力依頼・送致）

<第 2 回ワーキンググループでの主な意見>

- ・ 心理的虐待や泣き声通告に限らず、例えば心理的虐待の延長線上での身体的虐待等の軽微なケース、子家センの係属ケースについての児相からの送致は受けている。
- ・ 泣き声通告について、児相で特定できるようなケースについても、不明として送致としているように感じる。
- ・ 子家センが協力依頼を受理し、児相がすぐ終結する場合は、実質主担当変更であり、送致にあたるのではないか。

<議論から見えてきた課題>

- ・ 軽微なケースは子家センで対応することが基本とされつつも、子家センの視点からは送致に疑義を感じるケースもみられるため、児相から子家センへの送致ケースの実情について、ポイントを整理する必要がある。

【意見交換】

ア 協力依頼

i 個別ケース検討会議の開催依頼

[子家セン]

- ・ 急な家庭復帰もあると思うが、できれば復帰後数日以内に開催できるとよい。

- ・ 速やかな依頼に越したことはないが、できれば一週間前には教えてもらえると調整しやすい。児相の候補日が1日のみの依頼が多く、所属に無理を言って開催することもある。

[都児相]

- ・ 会議開催前に復帰させざるを得ない場合は、各機関に個別に説明を行っている。特に難しい対応が想定される場合は、足を運んでお互いに複数で伝達や共有をして理解頂くようにしている。

ii 子家センの受理歴のない場合や、長期間措置ケースについて

- ・ 主催は子家センとなるが、ケースを担当する児相が主体的に進行や説明を行うことは考えられる

→ 疑義なし

iii 児童の施設措置後の、保護者への子家センによる支援

[子家セン]

- ・ 児童が施設入所し、子家センの方が保護者との関係性が取れている場合、子家センが保護者の支援をメインでやって、その報告等児相に随時行って連携しているケースがあった。

[都児相]

- ・ 児童入所後、地域で生活する母のメンタル面の支援で、保健師や子家センに母の相談に乗ってもらったケースがあった。母子面会や、家庭復帰について、子家センと情報共有して対応できた。
- ・ 児童が入所したり、中には児童福祉司指導がかかると子家センは終了という自治体もあるが、子家センに役割を担って頂きたいケースもあり、話し合えるとよい。

イ 協力依頼後の児相の相談援助

[都児相]

- ・ 軽微なケースなどで、児相が子家センにつないで終了する場合等、子家センからすれば送致ではないのか意見がでる部分かと思う。また、子家センがすでに終了し、児相のみ係属の場合、児相の関与終了時に地域への情報共有の意味で会議開催を依頼する場合もある。協力依頼を出す意図、受ける側の受け止めを丁寧に話し合う必要がある。

ウ 子家センへの送致の実情について

[子家セン]

- ・ 子家センがずっと関わっている家庭について近隣通告が入った際は、子家センは支援ベースで関わるので、通告の対応は児相にと送致を受けなかったことがあるが、担う役割について話し合いができてよかった。
- ・ 近隣トラブルによる警察への通報での児童通告についての送致は、子家センの方が良いと考え、送致を受けている。
- ・ 警察からの通告に関しては、心理的虐待に限って送致が来るものと捉えていた。
- ・ 夫婦喧嘩で児童が在宅していなかった場合に、警察も児童に会っていない、児相に通告が入り、学校での登校により安全確認できたとして送致の話が来た。警察も児相も会っていないなら送致を断ったが、子家センでやってよかったのかなと判断に迷うことがあった。
- ・ 児童が特定されている場合は児相による安全確認が済んでから子家センに送致が来ると思うが、その安全確認は直接現認が要件か、間接現認でもよいのか自治体により異なるか？

→ 都児相：48 時間ルール of 安全確認は全国共通で、直接間接を問わない。

間接現認できれば安全確認済として送致している。

[都児相]

- ・ 警察からの「要保護」で虐待以外の主訴の通告が非常に増えている。発達に課題のある児童と保護者がもめて通報、児童が「死にたい」と言っていたエピソードがあると口頭通告になる。
- ・ 児童の家庭内暴力等、以前なら書類によって非行で通告されていたものが、口頭通告で要保護として入ることが増えた。
- ・ 警察からの通告で、子家センが係属していたケースや、保護者がどこかに話を聞いてほしいというようなケースは、子家センと協議の上、送致をしたことがある。
- ・ 幅広く送致している。近隣通告、泣き声通告で特定できているものも現認が取れていれば送致している。警察からの養育困難、育成相談を主訴とする通告も、子家センとの振分会議にかけて、協議して決めている。
- ・ 警察からの通告に関しては、心理的虐待（暴力目撃）以外は送致の打診をしたことがない。
- ・ 泣き声通告で通告者が現場を見ていない場合は、「住基上この子しかいない」としても、訪問調査を行わなければ児童特定はできないと考え、不明ケースとして受理をするので、その経緯を話さないと、あえて不明ケースとして送致しているのではと疑念を持たれると思う。

- ・ 警察が児童に会わずに通告になる時は、警察に児童の安全確認を依頼する場合や、中には所属先に登校していることから安全確認済とし、送致を行うことはある。
- ・ 送致後に子家センが調査した結果、児相の関与を要する状況が分かったら、子家センから児相に援助要請や送致をすることになっていた。

[区児相]

- ・ 児相と子家センでスクリーニング会議を開いてどちらが対応するか決める。「泣き声通告は子家セン」、「子家センから要望があった際は児相も一緒に対応」、「面前 DV は通告が3回目になったら児相對応」など、見直しを行いながら対応している。
- ・ 児相と子家センでオンラインでの合同会議を行い、振分けている。
- ・ 警察通告は児相に入るため、児相が緊急受理会議を行い、内容から子家センに願う、児相でやる等決めている。ほとんどが、緊急受理会議前に子家センと地域担当の福祉司が話をし、大体どっちでやるか決めて受理会議に臨むことが多い。

④ 特定妊婦

<第2回ワーキンググループでの主な意見>

- ・ 子家センが児相に連絡する際は、リスク管理や今後予想される状況の段取りも踏まえ、早めの対応が必要。
- ・ 母子保健は伴走・寄り添い型となり、児童福祉はそれも大事にしながらリスク管理の必要性もあるので、児童福祉部門と母子保健部門での認識のすり合わせが必要。
- ・ 児相は、特定妊婦の受理をした場合、子家センからケース状況の話を受け止めるだけでなく、支援内容に関して、具体的な助言を行うことが求められている。
- ・ 居所を転々とする特定妊婦ケースもいることから、必要に応じ個別ケース検討会議を開催することや、進行管理をどこの機関が担うのか等決めておくほうがよい。
- ・ 従前は児相における特定妊婦の受理が徹底されていないようにも見られたが、現在は基本的に受理するようになっている。児相は特定妊婦の受理、進行管理を行うこととなっており、子家センと児相間での日頃からの情報共有や連携が必要。

<今後の方向性>

- ・ 次年度、児相と子家センの役割や児童福祉部門と母子保健部門との連携方法、子家センから児相への連絡のタイミングについて議論を行う。

【意見交換】

特になし

⑤ 手続きの簡素化

<第2回ワーキンググループでの主な意見>

- ・ 文書でどこまでの内容を見相と共有するか悩むところであり、フォーマットが決まっているとよい。
- ・ 子家センから見相に発出する文書はかなりボリュームがある。簡略化や電子化等工夫できるとよい。
- ・ リスクアセスメントシートは記入の留意点が示されているが、経験が浅い職員にとっては読み解きが難しい。
- ・ 見相設置区では、システムや共有フォルダを活用し、見相と子家センでリスクアセスメントシートの共有や文書のやり取りを行っている。

<今後の方向性>

- ・ 次年度、東京ルールにおけるフォーマットの見直しや情報共有の方法、効率化に向けて議論を行う。

【意見交換】

特になし

⑥ 制度改正の反映

<第2回ワーキンググループでの主な意見>

- ・ 利用勧奨は行っているが、利用措置は現時点で未実施。また、サポートプランは作成しているが、支援対象者と一緒に作成することが難しい。
- ・ こども家庭センターは設置しているが、サポートプラン作成は検討段階。

<今後の方向性>

- ・ 区市町村の今後の取り組み状況を引き続き注視

【意見交換】

特になし

(2) ワーキンググループにおける今年度の検討結果（中間まとめ）

【事務局より報告】

今年度の検討結果の中間まとめとして検討部会や検討会への報告資料を提示

- ①都区の児童相談所間におけるケース移管及び家庭復帰
- ②東京ルールの運用状況の検証・見直し

【意見交換】

特になし

(3) 都と区市町村の合同研修

【内容】

令和7年度の新たな合同研修（案）について、資料をもとに事務局より説明

①都区共同企画研修

ア) 中堅層の強化

イ) 先進的取組の共有

②都区相互開放研修

ア) 模擬個別ケース検討会議

イ) 面接スキルトレーニング研修

ウ) 司法面接

エ) リーダー研修（児童心理司）

【意見交換】

特になし

(4) 施設への入所調整の効率化に向けた検討状況

【内容】

・令和6年度の、児童相談所と施設等の間で施設の空き情報の「タイムリーに見える化」ツールの試行実施、令和7年度以降本格実施に向けた取組について説明

・「タイムリーに見える化」ツールのデモ版について、投影のうえ操作方法など紹介

【意見交換】

特になし